

監査委員告示第 4 号

地方自治法第 199 条第 1 2 項の規定により、監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成 29 年 7 月 19 日

上田市監査委員 小池 俊一
同 深井 武文

1 平成28年度「行政監査」結果に対するもの

| 部局 | 課所 | 監査の結果 | (措置等)通知内容 |
|---------------------------|------------------------------|--|---|
| 総務部 財政部 会計管理者組織 | 行政管理課 財政課 契約検査課 会計課 | <p>マニュアルの整備について</p> <p>・グループウェア内に示されている財務事務に関するマニュアルについて、目的、内容、保管場所等が分かる一覧を作成するなど、利用にあたり利便性を向上させる方策を検討する必要があります。</p> <p>・併せて、調定書や支出命令書を決裁する際に、管理・監督者が効果的、効率的にチェックを行えるよう、チェックリスト等のマニュアルを作成することや、職務に応じて確認内容を分担することの有効性についても検討をする必要があると考えます。</p> | <p>グループウェア内に掲載されている各課の財務事務に関するマニュアルについて、統一したフォルダ内にマニュアルを掲載する等、利便性の向上に向け、マニュアルが利用しやすい環境を整備するとともに、効果的な方策を財務・会計事務担当者会議で検討してまいります。</p> <p>また、マニュアルの利用方法については、課長会議等を通じて全庁に周知してまいります。</p> <p>グループウェア内にチェック項目及びチェック表を掲載し職員に周知徹底を図っておりますが、チェックリスト等のマニュアルの作成を含め、管理・監督者が効果的かつ効率的にチェックが行える方策を検討してまいります。</p> <p>また、職務に応じて確認内容を分担することの有効性については、各職場の実情を把握しながら確実なチェックが行われる方策を研究してまいります。</p> |
| 会計管理者組織 | 会計課 | <p>執行体制の強化について</p> <p>・「財務・会計事務担当者」は、上田市財務規則取扱規程第55条において「課長のもと他の職員を指揮命令する権限を有し、財務・会計事務の指導、改善を行う」とされており、各課の財務事務の統括者(原則課長補佐・係長級)と位置付けられています。今後呼称の変更も含め、任務の徹底を図る必要があると考えます。</p> | <p>今年度は財務・会計事務担当者の意識付けのため、所属長の押印がある各課からの報告書を基に名簿を作成し、グループウェア内に掲載いたしました。</p> <p>呼称の変更も含め、財務・会計事務担当者会議で財務会計事務全般の課題等を整理するとともに、任務の徹底を図ってまいります。</p> |

| 部局 | 課所 | 監査の結果 | (措置等)通知内容 |
|----------------|---------------------|---|--|
| 財政部 会計管理者組織 | 契約検査課 会計課 | <p>その他</p> <p>研修機会の充実について</p> <p>・会計課を中心に現在実施している「新任会計事務担当者研修会」の対象者範囲の拡大と研修機会の充実を図ることなどを目的に、同研修会のあり方について検討をする必要があると考えます。</p> | <p>現在、新任会計事務担当者研修会、財務会計システム研修会、財務・会計事務担当者会議と研修の機会があります。</p> <p>新任会計事務研修会については、29年度は新任会計事務担当者にかかわらず、会計事務に関わるより多くの職員に研修会への参加を促すこととしました。</p> <p>また、財務・会計事務担当者への研修会については、午前と午後を開催し、必ず出席することを義務づけ、欠席の場合は代理出席するなどして、研修内容を課内で周知徹底を図るよう努めてまいります。</p> |
| 財政部 会計管理者組織 | 財政課 契約検査課 会計課 | <p>その他</p> <p>「財務・会計事務研究会」の活用について</p> <p>・「財務・会計事務研究会」は、上田市財務規則取扱規程第53条第1項において「財務・会計事務処理の円滑と適正を期するため、財務・会計事務研究会を置く」とされており、本行政監査の意見の対応を協議するなど、全庁的な財務事務の標準化の仕組みづくり等の施策を行う組織として活用を図る必要があると考えます。</p> | <p>これまで、財務規則等を改正する必要がある場合や財務会計システムを更新する際には、本研究会において改正内容等を協議してまいりました。</p> <p>本行政監査の意見の対応については、5月に財務・会計事務担当者会議を開催し、協議を開始いたしました。</p> <p>今後、全庁的な財務事務の標準化の仕組みづくりに向け、財務・会計事務担当者会議において、財務事務全般の課題等を整理しながら、本研究会をさらに活用してまいります。</p> |

2 平成28年度「財政援助団体等監査」結果に対するもの

| 部局 | 課所 | 監査の結果 | (措置等)通知内容 |
|-----|-------|---|---|
| 総務部 | 行政管理課 | <p>指定管理者制度の適用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度導入から10年が経過したこともあり、「上田市民間活力導入指針」や「上田市公共施設マネジメント基本方針」との整合性を図りながら、公の施設全体の中で指定管理者制度を適用する施設について再検証をする必要があると考えます。 <p>経営状況の把握について 効果的なモニタリングの実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング評価調書について、施設の特性や市の施策等を反映した評価が実施できるよう個別評価項目を積極的に取り入れるなど調書の内容の見直しが必要と考えます。 <p>・指定管理者による自己評価の中の「指定管理業務実施上の課題」は今後の施設の管理運営に影響を与える要素と考えます。所管課による確認、分析等により適切に対応できる体制を検討してください。</p> | <p>市が保有する施設については、「上田市公共施設マネジメント基本方針」及び「上田市民間活力導入指針」との整合性を図りながら、管理運営方法等を含めた施設のあり方の検討に取り組んでまいります。</p> <p>モニタリング評価は、全ての施設が実施する「共通評価」、施設の特性により設定する「個別評価」、指定管理者による「自己評価」により評価を行っております。</p> <p>このうち、個別評価項目につきましては、施設所管課が施設の特性等により独自に評価項目を設けることができることとなっているものです。</p> <p>しかしながら、多くの施設では個別評価項目を設定していない状況であることから、施設の特性や市の施策等を反映した評価が必要な施設の所管課に対し、積極的な項目設定に取り組むように周知徹底を図ってまいります。</p> <p>「指定管理者業務実施上の課題」の取扱いにつきましては、各施設所管課により確認、分析をしたうえでモニタリング評価に反映させております。</p> <p>また、日頃から指定管理者との連携を密にし、施設管理上の課題についての情報共有を図り、緊急的な対応が必要な状況等については、その都度対応し、課題の解決に努めております。</p> <p>施設管理上の課題解決のため</p> |

| | | | |
|------------|--------------|---|---|
| <p>総務部</p> | <p>行政管理課</p> | <p>一般管理費の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度財政援助団体等監査の措置通知において、今後、年度当初の収支計画提出時や事業報告書提出時に一般管理費の積算根拠等を指定管理者に明示してもらい、確認をするよう周知を図るとされていますが、運用に当たっては所管課により取扱いに差が生じないように徹底を図るなど「指定管理者の確保」に向けた対策が必要と考えます。 <p>関連施策との整合性について</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度を含む公共施設のあり方については、長期的視野での取組が求められると同時に「上田市公共施設マネジメント基本方針」を中心に「上田市民間活力導入指針」など、様々な施策が関連し、方向性を検討していくこととなっています。これらが一体的に推進できるように、進行管理の体制や PDCA サイクルの確立などの整備が必要と考えます。 公の施設のあり方を検討する際、施設の現在価値や建て替え費用など行政コストを明確にすることで、統廃合を含めた施設の活用方針が見えてくると考えます。今後「新地方公会計制度」の整備を進めていく上で、将来にわたる財政運営を判断するため、公共施設の資産価値を明確にした固定資産台帳の整備・活用について、関係課と連携して検討する必要があると考えます。 現在進められています「公共施設カルテ」や固定資産台帳等の整備のほか、指定管理者制度におけるモニ | <p>には、日頃から施設所管課と施設管理者における情報共有が重要なことから、連携の強化に努めるよう周知徹底を図ってまいります。</p> <p>一般管理費の取扱いにつきましては、施設所管課により取扱いに差が生じないように、周知徹底を図ってまいります。</p> <p>公共施設のあり方については、長期的視野での取組が必要なことから、重点的に取り組む施設の検討にあたっては、第三次上田市政財政改革大綱のアクションプログラムにより取組を進めております。</p> <p>アクションプログラムでは、5年後の成果目標実現に向け、1年ごとに取組計画を定め、その進捗管理を行っており、着実な実行に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>施設のあり方の検討に当たっては、施設の老朽度や利用、収支の状況、施設の維持や改修に係る経費など様々に検討することが必要であると考えます。</p> <p>この検討に当たっては、効果的な固定資産台帳の活用方法など、関係課と連携して検討してまいります。</p> <p>公共施設マネジメントの取組に当たっては、より多くの個別施設の情報を庁内及び地域と共有</p> |
|------------|--------------|---|---|

| | | | |
|------------|--------------|---|---|
| <p>総務部</p> | <p>行政管理課</p> | <p>タリング評価結果等の情報を活用することは、公共施設マネジメントの取組の推進につながるものであり、これらの情報の共有(庁内及び地域)が今後のポイントになると考えます。</p> | <p>することが必要であると考えております。</p> <p>施設のあり方を検討する際には、積極的な情報発信に努めてまいります。</p> |
|------------|--------------|---|---|